



三重県公報

令和8年6月30日 (火)

第 732 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
422	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
423	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
424	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
425	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
426	生活保護法の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	4
427	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	4
428	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
429	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
430	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	6
431	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	6
432	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農 林 水 産 財 務 課)	6
433	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	8
434	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	8
435	同件	(同)	9
436	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水 産 資 源 課)	10
437	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	11
438	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	11
内 水 面 告 示			
2	漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示	(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会)	11
公 安 委 告 示			
18	道路交通法の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱	(公 安 委 員 会)	12
公 告			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	12
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	(同)	21
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同)	26
	土地改良事業計画の変更認可	(農 地 調 整 課)	31
	同件	(同)	31

大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	31
同件	(同)	31
同件	(同)	32
同件	(同)	32
同件	(同)	32
開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	33

告 示

三重県告示第 422 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
せこ歯科クリニック	多気郡多気町相可 1001 番地 1	居宅療養管理指導	令和 8 年 7 月 1 日
せこ歯科クリニック	多気郡多気町相可 1001 番地 1	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 423 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護リベル 四日市	四日市市泊村 816	訪問介護	所在地	四日市市泊村 816	四日市市赤堀南町 2-25	令和 8 年 4 月 1 日
訪問介護事業所 スマイルムーン	松阪市立野町 801-1	訪問介護	所在地	松阪市立野町 801-1	松阪市垣鼻町 746 イルコリース II 105 号	令和 8 年 4 月 1 日
訪問介護 ちからもち	伊勢市中島 2 丁目 24-20	訪問介護	所在地	伊勢市中島 2 丁目 24-20	伊勢市中島 2 丁目 24-24	令和 8 年 4 月 1 日
訪問介護 ちからもち	伊勢市中島 2 丁目 24-20	訪問型サービス（独自）	所在地	伊勢市中島 2 丁目 24-20	伊勢市中島 2 丁目 24-24	令和 8 年 4 月 1 日
アルファメイク	津市雲出長常町 1548 番地	訪問介護	所在地	津市雲出長常町 1548 番地	津市雲出本郷町 1301 番地南	令和 8 年 4 月 1 日
アルファメイク	津市雲出長常町 1548 番地	訪問型サービス（独自）	所在地	津市雲出長常町 1548 番地	津市雲出本郷町 1301 番地南	令和 8 年 4 月 1 日
津中部南地域包括支援センター	津市高茶屋小森上野町 733 番地	介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	所在地	津市高茶屋小森上野町 733 番地	津市高茶屋小森町瓦ヶ野 4152	令和 8 年 4 月 1 日
桑名市南部地域包括支援センター	桑名市和泉八丁目 264-3	介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	所在地	桑名市和泉八丁目 264-3	桑名市大字江場 776-5	令和 8 年 6 月 1 日
居宅介護支援事業所「はな家族」	鈴鹿市高岡町 1821-1	居宅介護支援	所在地	鈴鹿市高岡町 1821-1	鈴鹿市高岡町 2687	令和 8 年 6 月 1 日
居宅介護支援事業所 ひとりひとり	津市戸木町 2244 番地 2 中号室	居宅介護支援	所在地	津市戸木町 2244 番地 2 中号室	津市久居西鷹跡町 396-1 1B	令和 8 年 4 月 16 日
デイサービス・リハトレ久居	津市久居野村町 515 番地 4	地域密着型通所介護	名称	デイサービス・リハトレ久居	デイサービス・リハトレ 高茶屋	令和 8 年 4 月 20 日
デイサービス・リハトレ久居	津市久居野村町 515 番地 4	通所型サービス（独自）	名称	デイサービス・リハトレ久居	デイサービス・リハトレ 高茶屋	令和 8 年 4 月 20 日
居宅介護支援事業所長寿園	三重県尾鷲市大字南浦字天満ノ上 4599-3	居宅介護支援	所在地	尾鷲市大字南浦字天満ノ上 4599-3	尾鷲市中井町 2-5	令和 8 年 5 月 26 日

三重県告示第 424 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次

のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ニチイケアセンター松阪	松阪市大黒田町 821-12	訪問型サービス（独自）	令和 8 年 5 月 31 日
ケアプランセンターみやがわ	多気郡大台町江馬 114 番地	居宅介護支援	令和 8 年 5 月 31 日
ケアプランセンターみやがわ	多気郡大台町江馬 114 番地	介護予防支援	令和 8 年 5 月 31 日
訪問介護ステーションそらまめ	名張市希中央 5 番町 35 番地 メ ディハウスみ・かさ名張	訪問型サービス（独自）	令和 8 年 5 月 31 日
デイサービス そらまめ希中央	名張市希中央 5 番町 35 番地 メ ディハウスみ・かさ名張	通所型サービス（独自）	令和 8 年 5 月 31 日

三重県告示第 425 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森 2 丁目 2 番 1 号	訪問入浴介護	令和 8 年 5 月 1 日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森 2 丁目 2 番 1 号	介護予防訪問入浴介護	令和 8 年 5 月 1 日
小山田在宅介護サービスセンター	四日市市山田町 5500-3	居宅介護支援	令和 8 年 5 月 31 日
小山田在宅介護サービスセンター	四日市市山田町 5500-3	介護予防支援	令和 8 年 5 月 31 日
訪問介護 うみがめ	志摩市阿児町国府 3665-70	訪問介護	令和 8 年 5 月 31 日
訪問看護 スイート	桑名市大字西方 1538 番 1	訪問看護	令和 8 年 5 月 31 日
訪問看護 スイート	桑名市大字西方 1538 番 1	介護予防訪問看護	令和 8 年 5 月 31 日
ういるケアプランセンター中部	四日市市諏訪町 9 番 18 号 1D	居宅介護支援	令和 8 年 4 月 30 日

三重県告示第 426 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
訪問看護ステーション そらまめ	名張市百合が丘東 9 番町 260 番	訪問看護	令和 8 年 5 月 31 日
訪問看護ステーション そらまめ	名張市百合が丘東 9 番町 260 番	介護予防訪問看護	令和 8 年 5 月 31 日
訪問看護ステーション そらまめ	名張市百合が丘東 9 番町 260 番	居宅介護支援	令和 8 年 5 月 31 日

三重県告示第 427 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
せこ歯科クリニック	多気郡多気町相可 1001 番地 1	居宅療養管理指導	令和 8 年 7 月 1 日
せこ歯科クリニック	多気郡多気町相可 1001 番地 1	介護予防居宅療養管理指導	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 428 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問介護リベル 四日市	四日市市泊村 816	訪問介護	所在地	四日市市泊村 816	四日市市赤堀南町 2-25	令和 8 年 4 月 1 日
訪問介護事業所 スマイルムーン	松阪市立野町 801-1	訪問介護	所在地	松阪市立野町 801-1	松阪市垣鼻町 746 イルコリーヌⅡ 105 号	令和 8 年 4 月 1 日
訪問介護 ちからもち	伊勢市中島 2 丁目 24-20	訪問介護	所在地	伊勢市中島 2 丁目 24-20	伊勢市中島 2 丁目 24-24	令和 8 年 4 月 1 日
訪問介護 ちからもち	伊勢市中島 2 丁目 24-20	訪問型サービス（独自）	所在地	伊勢市中島 2 丁目 24-20	伊勢市中島 2 丁目 24-24	令和 8 年 4 月 1 日
アルファメイク	津市雲出長常町 1548 番地	訪問介護	所在地	津市雲出長常町 1548 番地	津市雲出本郷町 1301 番地南	令和 8 年 4 月 1 日
アルファメイク	津市雲出長常町 1548 番地	訪問型サービス（独自）	所在地	津市雲出長常町 1548 番地	津市雲出本郷町 1301 番地南	令和 8 年 4 月 1 日
津中部南地域包括支援センター	津市高茶屋小森上野町 733 番地	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	所在地	津市高茶屋小森上野町 733 番地	津市高茶屋小森町瓦ヶ野 4152	令和 8 年 4 月 1 日
桑名市南部地域包括支援センター	桑名市和泉八丁目 264-3	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	所在地	桑名市和泉八丁目 264-3	桑名市大字江場 776-5	令和 8 年 6 月 1 日
居宅介護支援事業所 「はな家族」	鈴鹿市高岡町 1821-1	居宅介護支援	所在地	鈴鹿市高岡町 1821-1	鈴鹿市高岡町 2687	令和 8 年 6 月 1 日
居宅介護支援事業所 ひとりひとり	津市戸木町 2244 番地 2 中号室	居宅介護支援	所在地	津市戸木町 2244 番地 2 中号室	津市久居西鷹跡町 396-1 1B	令和 8 年 4 月 16 日
デイサービス・リハトレ久居	津市久居野村町 515 番地 4	地域密着型通所介護	名称	デイサービス・リハトレ久居	デイサービス・リハトレ 高茶屋	令和 8 年 4 月 20 日
デイサービス・リハトレ久居	津市久居野村町 515 番地 4	通所型サービス（独自）	名称	デイサービス・リハトレ久居	デイサービス・リハトレ 高茶屋	令和 8 年 4 月 20 日
居宅介護支援事業所 長寿園	三重県尾鷲市 大字南浦字天満ノ上 4599-3	居宅介護支援	所在地	尾鷲市大字南浦字天満ノ上 4599-3	尾鷲市中井町 2-5	令和 8 年 5 月 26 日

三重県告示第 429 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ニチイケアセンター松阪	松阪市大黒田町 821-12	訪問型サービス（独自）	令和 8 年 5 月 31 日
ケアプランセンターみやがわ	多気郡大台町江馬 114 番地	居宅介護支援	令和 8 年 5 月 31 日
ケアプランセンターみやがわ	多気郡大台町江馬 114 番地	介護予防支援	令和 8 年 5 月 31 日
訪問介護ステーションそらまめ	名張市希中央 5 番町 35 番地	訪問型サービス（独自）	令和 8 年 5 月 31 日

	ディハウスみ・かさ名張		
デイサービス そらまめ希中央	名張市希中央5番町35番地 ディハウスみ・かさ名張	通所型サービス（独自）	令和8年5月31日

三重県告示第 430 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森2丁目2番1号	訪問入浴介護	令和8年5月1日
アースサポート四日市	四日市市鶴の森2丁目2番1号	介護予防訪問入浴介護	令和8年5月1日
小山田在宅介護サービスセンター	四日市市山田町5500-3	居宅介護支援	令和8年5月31日
小山田在宅介護サービスセンター	四日市市山田町5500-3	介護予防支援	令和8年5月31日
訪問介護 うみがめ	志摩市阿児町国府3665-70	訪問介護	令和8年5月31日
訪問看護 スイート	桑名市大字西方1538番1	訪問看護	令和8年5月31日
訪問看護 スイート	桑名市大字西方1538番1	介護予防訪問看護	令和8年5月31日
ういるケアプランセンター中部	四日市市諏訪町9番18号1D	居宅介護支援	令和8年4月30日

三重県告示第 431 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
訪問看護ステーション そらまめ	名張市百合が丘東9番町260番	訪問看護	令和8年5月31日
訪問看護ステーション そらまめ	名張市百合が丘東9番町260番	介護予防訪問看護	令和8年5月31日
訪問看護ステーション そらまめ	名張市百合が丘東9番町260番	居宅介護支援	令和8年5月31日

三重県告示第 432 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表1(12)の表第1号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

1 森林環境保全整備事業		
(1) 森林環境保全直接支援事業 意欲と実行力を有する者が、面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体的となった森林作業道の開設に要する経費	事業費の4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、意欲と能力のある林業経営者等
(2) 特定機能回復事業 ア 森林緊急造成	事業費の5/	市町、森林組合

自然条件等の理由により更新困難な森林で行う人工造林等に要する経費	10	等、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した民間事業者等
イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であって、所有者の自助努力等では適切な整備が期待できない森林で行う人工造林等に要する経費	事業費の 4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者等
ウ 重要インフラ施設 周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線等の重要インフラ施設の周辺の森林で行う人工造林等に要する経費	事業費の 5/10	市町、森林組合等、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した民間事業者等
エ 林相転換特別対策 (特定スギ人工林) 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等に要する経費	事業費の 4/10	市町、森林組合等、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した民間事業者等
2 農山漁村地域整備交付金（花粉発生源対策促進事業） 花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉の少ない苗木等の植栽に要する経費	事業費の 4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者等
3 地域未来交付金（地域未来推進型）（インフラ整備事業（森林整備）） (1) 森林環境保全直接支援事業 意欲と実行力を有する者が、面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体的となった森林作業道の開設に要する経費	事業費の 4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者、意欲と能力のある林業経営者等のうち森林（FO）プロジェクト登録者又は登録申請を行う意思のある者
4 地域未来交付金（地域未来推進型）（インフラ整備事業（農山漁村地域整備）） (1) 花粉発生源対策促進事業 花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉の少ない苗木等の植栽に要する経費	事業費の 4/10	市町、森林所有者、森林組合等、森林経営計画の認定を受けた者等のうち森林（FO）プロジェクト登録者又は登録申請を行う意思のある者

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 433 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 11 日 第 41 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社田園	代表取締役 古御門 侑	三重県松阪市八重田町 788 番地 4

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
八重口 英紀	玄米、大豆	K242004540

三重県告示第 434 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を保安林が所在する市町の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

小山 恭生、小山 充子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鈴鹿市西庄内町字虎ヶ瀧 5115 の 1、5115 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

豆谷 嘉雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市加太板屋字火ノ谷 4832 の 1、4833、4837

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 435 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を保安林が所在する市町の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

村田 とよ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市大字南浦字小原野砥石谷 2914 の14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

塩崎 大助

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字平尾火ノ谷 1703 の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

玉本 甚太郎、上村 善兵衛、家城 留吉、廣 太市、大谷 善太郎、井上 安蔵、植村 徳松、廣 嘉市、大谷 莊惣、中本 吉平、家城 寅吉、上村 小吉、塩崎 亀次郎、植村 源次郎、中井 片市、中井 仙太郎、植村 音松、中井 音三郎、井上 一平、中口 平三郎、濱 弥四郎

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町小浦字小籠 117
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

中井 郁栄

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町小浦字小籠 119
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 436 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

令和 8 管理年度(令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間)におけるまさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりの知事管理漁獲可能性を以下のとおり定めます。

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能性(法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能性」をいう。以下同じ。)
6,500 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能性

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業	5,900 トン
三重県まさば及びごまさばその他漁業	現行水準

第 2 ぶり

- 1 都道府県別漁獲可能量
試行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県ぶり漁業	試行水準

三重県告示第 437 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社百五銀行	四日市支店 川原町プラザ出張所	四日市市京町 1 番 1 号	令和 8 年 7 月 27 日
	松阪中央支店 松阪駅前プラザ出張所	松阪市日野町 729 番の 1	

三重県告示第 438 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	川原町支店	四日市市京町 1 番 1 号	四日市市沖の島町 1 番 6 号 (四日市支店内)	令和 8 年 7 月 27 日
	松阪駅前支店	松阪市日野町 729 番地の 1	松阪市大黒田町 227 番地の 16 (松阪中央支店内)	

内 水 面 告 示

三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 大 瀬 公 司

1 指示の内容

(1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。

- (イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ウ) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- イ 生死を問わず、公共水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和8年7月9日から令和9年7月8日まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 18 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱しました。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県公安委員会委員長 吉 田 す み 江

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 年 月 日
石 川 紀 男	津南警察署交通課 (電話 059-254-0110)	津南警察署の管轄区域	令和 7 年 12 月 16 日
松 本 敏	津警察署交通第一課 (電話 059-213-0110)	津警察署の管轄区域	令和 8 年 2 月 9 日
上 野 和 貴	紀宝警察署地域交通課 (電話 0735-33-0110)	紀宝警察署の管轄区域	令和 8 年 4 月 1 日
小 田 芳 輝	津警察署交通第一課 (電話 059-213-0110)	津警察署の管轄区域	令和 8 年 5 月 7 日

公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和 7 年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に 637 万 4,262 立方メートル（年間累計 1,300 万 4,915 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 604 万 1,875 立方メートル（年間累計 1,249 万 36 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 174 万 2,305 立方メートル（年間累計 334 万 1,147 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に 769 万 8,995 立方メートル（年間累計 1,524 万 1,231 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に 637 万 9,506 立方メートル（年間累計 1,280 万 802 立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,127 万 7,175 立方メートル（年間累計 2,208 万 6,659 立方メ

ートル)の給水を行いました。

水道事業全体で、令和7年度下半期の総給水量は3,951万4,118立方メートル(年間累計7,896万4,790立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和8年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 75,590,150 立方メートル

1日平均給水量 207,096 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	283,722 千円
北勢水道改良事業	事業費	3,088,176 千円
中勢水道改良事業	事業費	4,334,795 千円
南勢水道改良事業	事業費	1,396,286 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 水道事業収益 9,799,462 千円

第1項 営業収益 8,906,336 千円

第2項 営業外収益 893,126 千円

支 出

第1款 水道事業費用 10,448,204 千円

第1項 営業費用 10,257,852 千円

第2項 営業外費用 188,352 千円

第3項 予備費 2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資本的収入 5,544,150 千円

第1項 企業債 4,000,000 千円

第2項 補助金 606,002 千円

第3項 出資金 938,148 千円

支 出

第1款 資本的支出 10,228,595 千円

第1項 建設改良費 9,163,734 千円

第2項 償還金 1,064,861 千円

(2) 令和8年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設等の耐震化をより一層進めるとともに、将来にわたり水道用水を安定して供給できるよう、老朽化対策等に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和7年10月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	4,534,614,096	営業収益	4,115,741,484
原水及び浄水費	1,345,196,467	給水収益	4,113,432,762
配水費	444,116,705	その他営業収益	2,308,722
業務費	175,700,409		
総係費	74,311,977		
減価償却費	2,288,371,238		
資産減耗費	206,917,300		
営業外費用	77,693,052	営業外収益	498,697,394
支払利息及び 企業債取扱諸費	69,173,652	受取利息	17,154,520
受託工事費	914,160	他会計補助金	39,729,000
雑支出	7,605,240	補助金	18,226,000
		受託工事収益	914,160
		長期前受金戻入	422,200,834
		雑収益	472,880
当期純利益	2,131,730		
合計	4,614,438,878	合計	4,614,438,878

別表 2

三重県水道事業損益計算書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	9,341,651,295	営 業 収 益	8,228,480,555
原 水 及 び 浄 水 費	2,853,871,944	給 水 収 益	8,224,391,130
配 水 費	834,007,630	そ の 他 営 業 収 益	4,089,425
業 務 費	333,989,906		
総 係 費	333,893,277		
減 価 償 却 費	4,598,902,738		
資 産 減 耗 費	386,985,800		
営 業 外 費 用	150,603,294	営 業 外 収 益	937,997,585
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	142,083,894	受 取 利 息	27,127,122
受 託 工 事 費	914,160	他 会 計 補 助 金	39,729,000
雑 支 出	7,605,240	補 助 金	18,226,000
		受 託 工 事 収 益	914,160
		長 期 前 受 金 戻 入	849,676,834
		雑 収 益	2,324,469
		当 期 純 損 失	325,776,449
合 計	9,492,254,589	合 計	9,492,254,589

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	117,486,346,156	固 定 負 債	10,124,802,351
有 形 固 定 資 産	85,342,197,603	企 業 債	6,055,029,675
無 形 固 定 資 産	32,144,148,553	引 当 金	4,069,772,676
流 動 資 産	8,478,262,049	流 動 負 債	3,082,527,837
現 金 預 金	7,431,584,688	企 業 債	909,441,576
未 収 金	898,975,242	未 払 金	2,067,522,179
貯 蔵 品	147,684,589	引 当 金	62,171,000
前 払 金	17,530	そ の 他 流 動 負 債	43,393,082
		繰 延 収 益	19,893,884,316
		負 債 合 計	33,101,214,504
		資 本 金	92,456,904,045
		剰 余 金	406,489,656
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		欠 損 金	462,663,404
		(うち当期純損失)	(325,776,449)
		資 本 合 計	92,863,393,701
資 産 合 計	125,964,608,205	負 債 資 本 合 計	125,964,608,205

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

80,462,136,308 円
20,797,450,329 円

工業用水道事業

1 事業の概況

令和7年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,313万4,220立方メートル(年間累計1億9,121万9,670立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に599万736立方メートル(年間累計1,220万1,282立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に300万245立方メートル(年間累計600万7,360立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は1億212万5,201立方メートル(年間累計2億942万8,312立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和8年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	96社
年間総給水量	207,997,030立方メートル
1日平均給水量	569,855立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	252,773千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	5,599,553千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	251,684千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	872,509千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 工業用水道事業収益	7,211,275千円
第1項 営業収益	6,851,200千円
第2項 営業外収益	360,075千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	6,806,754千円
第1項 営業費用	6,516,436千円
第2項 営業外費用	288,318千円
第3項 予備費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資本的収入	3,559,137千円
第1項 企業債	2,718,000千円
第2項 補助金	159,100千円
第3項 出資金	327,902千円
第4項 負担金	113,135千円
第5項 固定資産売却代金	241,000千円

支 出

第1款 資本的支出	8,489,655千円
第1項 建設改良費	7,184,422千円
第2項 償還金	1,205,233千円
第3項 投資	100,000千円

(2) 令和8年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設等の耐震化をより一層進めるとともに、将来にわたり工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策等に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和7年10月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,921,130,163	営 業 収 益	2,650,122,683
原 水 及 び 浄 水 費	932,049,933	給 水 収 益	2,512,191,333
配 水 費	210,072,277	そ の 他 営 業 収 益	137,931,350
業 務 費	134,039,412		
総 係 費	160,537,220		
減 価 償 却 費	1,424,186,434		
資 産 減 耗 費	60,244,887		
営 業 外 費 用	95,918,795	営 業 外 収 益	204,200,627
支 払 利 息 及 び	92,042,460	受 取 利 息	12,981,207
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	8,451,000
雑 支 出	3,876,335	長 期 前 受 金 戻 入	167,414,906
		雑 収 益	15,353,514
		当 期 純 損 失	162,725,648
合 計	3,017,048,958	合 計	3,017,048,958

別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,986,768,403	営 業 収 益	5,318,777,766
原 水 及 び 浄 水 費	1,978,716,534	給 水 収 益	5,080,816,022
配 水 費	408,676,737	そ の 他 営 業 収 益	237,961,744
業 務 費	259,148,768		
総 係 費	383,616,543		
減 価 償 却 費	2,846,897,934		
資 産 減 耗 費	109,711,887		
営 業 外 費 用	190,503,507	営 業 外 収 益	387,690,121
支 払 利 息 及 び	186,627,172	受 取 利 息	21,547,609
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	8,451,000
雑 支 出	3,876,335	長 期 前 受 金 戻 入	336,920,906
		雑 収 益	20,770,606
		当 期 純 損 失	470,804,023
合 計	6,177,271,910	合 計	6,177,271,910

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	116,846,059,828	固 定 負 債	26,225,995,850
有 形 固 定 資 産	113,457,367,506	企 業 債	21,169,714,748
無 形 固 定 資 産	3,088,692,322	引 当 金	5,056,281,102
投 資 そ の 他 の 資 産	300,000,000	流 動 負 債	2,191,045,695
流 動 資 産	6,153,981,278	企 業 債	1,163,030,175
現 金 預 金	5,281,652,221	未 払 金	977,351,369
未 収 金	771,661,340	引 当 金	44,624,000
貯 蔵 品	100,667,717	そ の 他 流 動 負 債	6,040,151
		繰 延 収 益	15,843,098,142
		負 債 合 計	44,260,139,687
		資 本 金	77,988,108,362
		剰 余 金	751,793,057
		資 本 剰 余 金	1,228,733,715
		欠 損 金	476,940,658
		(うち当期純損失)	(470,804,023)
		資 本 合 計	78,739,901,419
資 産 合 計	123,000,041,106	負 債 資 本 合 計	123,000,041,106

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 75,640,045,133 円
繰延収益の収益化累計額 19,009,360,617 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 7 年度下半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,725 万 9,199 立方メートル（年間累計 3,680 万 901 立方メートル）を処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 863 万 6,948 立方メートル（年間累計 1,767 万 4,035 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 151 万 592 立方メートル（年間累計 305 万 9,054 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 440 万 679 立方メートル（年間累計 903 万 2,592 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 535 万 1,733 立方メートル（年間累計 1,090 万 3,055 立方メートル）を処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 396 万 9,105 立方メートル（年間累計 793 万 5,675 立方メートル）を処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 7 年度下半期の総処理水量は 4,112 万 8,256 立方メートル（年間累計 8,540 万 5,312 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 8 年度予算の概要

ア 業務の予定量

流域関連市町 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町

年間総処理水量 92,647,000 立方メートル
1 日平均処理水量 253,827 立方メートル

主要な建設改良事業

国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	2,332,968 千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	2,187,638 千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	350,280 千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	2,075,167 千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	1,484,700 千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	91,602 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 流域下水道事業収益	15,525,347 千円
第 1 項 営 業 収 益	7,736,963 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	7,788,384 千円

支 出

第 1 款 流域下水道事業費用	15,524,866 千円
第 1 項 営 業 費 用	14,801,945 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	722,421 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	11,714,463 千円
第1項	企 業 債	2,666,100 千円
第2項	補 助 金	7,024,507 千円
第3項	負 担 金	2,023,856 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	12,318,849 千円
第1項	建 設 改 良 費	9,029,075 千円
第2項	償 還 金	3,289,774 千円

(2) 令和8年度事業の経営方針

流域下水道施設の整備を推進し、老朽化対策・耐震対策を進めるとともに、下水道経営の将来の持続可能性を確保するため、流域下水道施設の適正な維持管理につとめ、健全な事業経営に取り組みます。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和7年10月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	6,557,838,399	営業収益	3,893,363,244
管渠費	24,886,311	維持管理負担金収益	3,893,363,244
ポンプ場費	32,107,308		
処理場費	2,398,985,245		
総係費	117,601,687		
減価償却費	4,015,097,069		
資産減耗費	△30,839,221		
営業外費用	279,165,458	営業外収益	3,828,228,974
支払利息及び 企業債取扱諸費	243,498,445	他会計補助金	82,604,000
雑支出	35,667,013	長期前受金戻入	3,700,468,216
		雑収益	45,156,758
当期純利益	884,588,361		
合計	7,721,592,218	合計	7,721,592,218

別表 2

三重県流域下水道事業損益計算書

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	13,390,757,109	営業収益	6,217,254,063
管渠費	25,852,822	維持管理負担金収益	6,217,254,063
ポンプ場費	110,972,808		
処理場費	5,192,745,635		
総係費	173,904,496		
減価償却費	7,882,006,569		
資産減耗費	5,274,779		
営業外費用	533,829,025	営業外収益	7,908,549,218
支払利息及び 企業債取扱諸費	498,108,312	受取利息及び配当金	1,787
雑支出	35,720,713	他会計補助金	532,604,000
		長期前受金戻入	7,330,325,716
		雑収益	45,617,715
当期純利益	201,217,147		
合計	14,125,803,281	合計	14,125,803,281

別表 3

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	230,661,067,540	固 定 負 債	32,839,209,276
有 形 固 定 資 産	230,659,636,884	企 業 債	32,839,209,276
無 形 固 定 資 産	1,430,656	流 動 負 債	5,328,170,430
流 動 資 産	3,573,586,123	企 業 債	3,286,131,510
現 金 預 金	2,091,306,067	未 払 金	1,610,219,049
未 収 金	1,482,280,056	引 当 金	8,734,000
		維持管理負担金繰越金	363,433,238
		そ の 他 流 動 負 債	59,652,633
		繰 延 収 益	165,393,566,748
		負 債 合 計	203,560,946,454
		資 本 金	9,760,349,396
		剰 余 金	20,913,357,813
		資 本 剰 余 金	19,856,891,076
		利 益 剰 余 金	1,056,466,737
		(うち当期純利益)	(201,217,147)
		資 本 合 計	30,673,707,209
資 産 合 計	234,234,653,663	負 債 資 本 合 計	234,234,653,663

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

45,563,619,270 円

繰延収益の収益化累計額

41,976,872,249 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患者数		
入院	70,382 人	140,829 人
外来	58,277 人	116,332 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	175,010 千円	181,305 千円
資産購入	193,908 千円	221,984 千円

病院増改築事業については、中央監視装置更新工事（一志病院）、精神病棟系統（ACU-20, 21）空調設備改修工事（志摩病院）等を行いました。また、資産購入については、医療情報システム機器の更新（こころの医療センター）を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 令和 8 年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 病院事業収益	5,586,695 千円
第 1 項 医療収益	2,743,525 千円
第 2 項 医療外収益	2,843,170 千円
支出	
第 1 款 病院事業費用	5,844,916 千円
第 1 項 医療費用	5,721,501 千円
第 2 項 医療外費用	123,415 千円

(2) 資本的収入及び支出の予定額

収入	
第 1 款 資本的収入	1,310,674 千円
第 1 項 企業債	458,900 千円
第 2 項 県費負担金	451,774 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	400,000 千円
支出	
第 1 款 資本的支出	1,729,961 千円
第 1 項 建設改良費	466,415 千円
第 2 項 企業債償還金	790,546 千円
第 3 項 長期借入金償還金	70,000 千円
第 4 項 長期貸付金	3,000 千円
第 5 項 短期貸付金	400,000 千円

4 令和 8 年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって働きやすく魅力のある病院づくりを進めながら、安定した経営の下で良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんが健康な暮らしを続けられる、持続可能な地域医療提供体制の確保に貢献します。

なお、令和8年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入 院	156,147 人
外 来	118,015 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	345,142 千円
資 産 購 入	121,273 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和7年10月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,959,400,361	医 業 収 益	1,279,915,857
給 与 費	1,573,499,701	入 院 収 益	954,136,084
材 料 費	136,306,951	外 来 収 益	211,076,014
経 費	954,694,146	そ の 他 医 業 収 益	114,703,759
減 価 償 却 費	278,299,550		
資 産 減 耗 費	8,826,588		
研 究 研 修 費	7,773,425		
医 業 外 費 用	98,404,532	医 業 外 収 益	1,785,327,931
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	31,282,193	受 取 利 息 配 当 金	1,944,409
長 期 前 払 消 費 税 償 却	13,771,215	他 会 計 補 助 金	68,889,500
患 者 外 給 食 材 料 費	370,770	長 期 前 受 金 戻 入	157,657,784
雑 損 失	52,980,354	補 助 金	86,264,300
		負 担 金	1,366,908,951
		そ の 他 医 業 外 収 益	103,662,987
当 期 純 利 益	7,438,895		
合 計	3,065,243,788	合 計	3,065,243,788

別表 2

三重県病院事業損益計算書

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,750,926,971	医 業 収 益	2,491,936,999
給 与 費	3,034,424,024	入 院 収 益	1,919,313,935
材 料 費	253,476,732	外 来 収 益	425,132,373
経 費	1,884,612,780	そ の 他 医 業 収 益	147,490,691
減 価 償 却 費	556,623,050		
資 産 減 耗 費	9,800,618		
研 究 研 修 費	11,989,767		
医 業 外 費 用	202,348,600	医 業 外 収 益	3,359,118,124
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	64,638,764	受 取 利 息 配 当 金	3,143,613
長 期 前 払 消 費 税 償 却	27,543,715	他 会 計 補 助 金	134,457,000
患 者 外 給 食 材 料 費	743,907	長 期 前 受 金 戻 入	314,979,784
雑 損 失	109,422,214	補 助 金	88,925,800
		負 担 金	2,621,345,951
		そ の 他 医 業 外 収 益	196,265,976
		当 期 純 損 失	102,220,448
合 計	5,953,275,571	合 計	5,953,275,571

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	7,286,445,476	固 定 負 債	9,642,077,971
有 形 固 定 資 産	7,009,781,516	企 業 債	3,992,779,168
無 形 固 定 資 産	2,298,889	他 会 計 借 入 金	4,400,592,278
投 資 そ の 他 の 資 産	274,365,071	引 当 金	1,248,706,525
流 動 資 産	1,602,156,691	流 動 負 債	1,356,750,884
現 金 預 金	1,080,849,419	企 業 債	790,543,714
未 収 金	511,384,864	引 当 金	215,295,000
貯 蔵 品	9,867,511	未 払 金	333,325,868
前 払 金	54,897	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	2,394,800
		そ の 他 流 動 負 債	15,191,502
		繰 延 収 益	1,231,969,778
		負 債 合 計	12,230,798,633
		資 本 金	311,409,778
		剰 余 金	△3,653,606,244
		資 本 剰 余 金	1,371,558,750
		欠 損 金	5,025,164,994
		(うち当年度純損失)	102,220,448
		資 本 合 計	△3,342,196,466
資 産 合 計	8,888,602,167	負 債 資 本 合 計	8,888,602,167

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 19,058,248,488 円
繰延収益の収益化累計額 7,600,828,568 円

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、朝見上土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 8 年 7 月 1 日から同月 29 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、一志南部用水利土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 8 年 7 月 1 日から同月 29 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ四日市富田
四日市市西富田字大宮田 249 番 12 号 ほか 2 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿下喜店
いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3343 ほか
- 2 いなべ市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月30日から同年7月30日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西明寺店
伊賀市西明寺 3248 番 ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月30日から同年7月30日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール東員
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地 ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月30日から同年7月30日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス東員店
員弁郡東員町大字鳥取字華表 418 ほか

- 2 東員町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和8年6月30日から同年7月30日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和8年6月30日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 6月16日	伊賀市緑ヶ丘本町1504ほか3筆	名張市桔梗が丘西3番町1-29 株式会社ユウキホーム 代表取締役 森 孝司
令和8年 6月17日	多気郡多気町四疋田字石田6-1ほか14筆ほか	多気郡多気町油夫372-1 株式会社ケア・アシスト 代表取締役 太田 優
令和8年 6月19日	伊賀市朝屋宇鳥居2282の一部ほか5筆	伊賀市朝屋739-2 社会福祉法人伊賀市社会事業協会 理事長 藪内 勝

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>